

第4章 児 童 福 祉

第4章 児童福祉

第1節 児童福祉の動向

これまでの児童福祉に関する施策は、児童福祉法（昭和22年）をはじめとし、知的障害者福祉法（昭和35年）、児童扶養手当法（昭和36年）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年）、母子保健法（昭和40年）、児童手当法（昭和46年）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年）等の法令に定められている体系に沿って種々の措置が講じられています。

しかし、近年は、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て力の低下等、児童及び家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、複雑・多様化している保育需要や児童をめぐる問題に的確に対応することが困難になってきています。

このような中、次代の社会を担う子どもたちが幸せに育つことのできる良好な地域環境の整備や、子育てをする人が、子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが求められています。

平成15年7月には国において「次世代育成支援対策推進法」が制定され、すべての自治体は「次世代育成支援行動計画」を策定することになりました。小平市においても、学識経験者、子育て関係機関の代表者、公募市民などから構成された「子育て支援協議会」においてご意見をいただくとともに、市内各地域で市民懇談会を開催し、直接市民の皆様からご意見を伺いながら平成17年3月に「次世代育成支援行動計画」を策定しました。

また、平成20年には次世代育成支援に関するニーズ調査を行い、実態を把握するとともに、将来予測されるニーズを推計した上で、計画の見直しを行い平成22年3月に「次世代育成支援行動計画後期計画」を策定し、次世代育成支援の推進に努めてきました。

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」に円滑に対応するため、「みんなですくすく 感動子育て 笑顔があふれるまち こだいら」を基本理念とする「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、計画の推進においては、「子ども・子育て支援法」により「小平市子ども・子育て審議会条例」に基づいて設置した「子ども・子育て審議会」にも審議を諮り、事業を展開しています。

平成30年に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、子育ての実態や潜在的なニーズの把握を行い、令和2年3月に「第二期小平市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定しました。

第2節 児童福祉の現況

1 保育園

(1) 保育実施（保育課）

保育園は、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。入園の要件は、保育にあたる保護者がつぎのいずれかに該当している場合です。

- ①市町村が定める時間（月 48 時間）以上労働することを常態とすること。
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（出産月及び前後 2 か月の 5 か月）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。（入園後 3 か月以内に就労開始が条件）
- ⑦その他、何らかの理由で児童を保育できないこと。

(2) 保育園等入園申請及び募集（保育課）

令和 5 年 4 月現在、小平市の認可保育園は、市立保育園が 9 園、私立保育園が 39 園となっています。（表 5）

表 1 は、令和 5 年 4 月 1 日現在の申請及び募集状況です。

表 1 入園申請及び募集状況

年齢 件数	H29.4.2 以降の出生 ～5歳	H30.4.2 以降の出生 ～4歳	H31.4.2 以降の出生 ～3歳	R2.4.2 以降の出生 ～2歳	R3.4.2 以降の出生 ～1歳	R4.4.2 以降の出生 ～0歳	合計
申請 件数	19	43	138	147	506	391	1,244
募集 件数	88	21	97	71	347	320	944

（認定こども園・地域型保育を含む）

(3) 年次・年齢別保育実施状況（保育課）

表2は管外委託を含めた入園の年次別年齢別推移を示したものです。

表2 年齢別入園状況

(各年4月1日)

年 度 \ 年齢別	入園人員 (人)	4歳児以上 (人)	3歳児 (人)	2歳児 (人)	1歳児 (人)	0歳児 (人)	管外(再掲) (人)
令和元年度	3,531	1,290 (36.5%)	675 (19.1%)	670 (19.0%)	591 (16.7%)	305 (8.7%)	(69)
令和2年度	3,603	1,327 (36.8%)	685 (19.0%)	681 (19.0%)	606 (16.8%)	304 (8.4%)	(71)
令和3年度	3,642	1,368 (37.6%)	675 (18.5%)	687 (18.9%)	608 (16.7%)	304 (8.3%)	56
令和4年度	3,835	1,395 (36.4%)	738 (19.2%)	744 (19.4%)	666 (17.4%)	292 (7.6%)	62
令和5年度	3,920	1,467 (37.4%)	745 (19.0%)	744 (19.0%)	668 (7.0%)	296 (7.6%)	78

(4) 理由別保育実施状況（保育課）

表3は、各年度の4月1日付で新規に入園した入園児の保育に欠ける理由別の表です。

表3 理由別入園状況

(各年4月1日)

年 度 \ 理由別	新規入園 人員	居宅外労働		居宅内労働		そ の 他	
		外 勤 (人)	その他 (人)	自 営 (人)	内 職 (人)	出産・疾病 心障介護等 (人)	その他 (人)
令和元年度	804	576 (71.6%)	76 (9.5%)	79 (9.8%)	0 (0.0%)	19 (2.4%)	54 (6.7%)
令和2年度	783	543 (69.3%)	108 (13.8%)	74 (9.5%)	0 (0.0%)	21 (2.7%)	37 (4.7%)
令和3年度	772	514 (66.6%)	132 (17.1%)	71 (9.2%)	0 (0.0%)	15 (1.9%)	40 (5.2%)
令和4年度	887	568 (64.0%)	138 (15.6%)	87 (9.8%)	0 (0.0%)	30 (3.4%)	64 (7.2%)
令和5年度	953	722 (75.7%)	114 (12.0%)	71 (7.5%)	0 (0.0%)	23 (2.4%)	23 (2.4%)

※転園者及び管外受託者は除く。

(5) 階層別保育実施状況（保育課）

表4は、階層別入園の推移です。

表4 徴収金基準階層別入園状況年次推移(百分率) (各年4月1日 単位：%)

年度 階層	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	0.4	0.4	0.4	0.4
2	3.7	2.1	2.8	3.7
3	0.3	0.5	0.7	0.4
4	1.6	1.7	1.5	2
5	1.6	1.0	1.7	1.2
6	1.0	1.1	1.0	1.2
7	1.2	1.4	1.2	1.2
8	2.2	2.5	2.6	2.6
9	2.6	2.3	2.4	2.6
10	1.8	2.1	2.7	2.2
11	2.8	2.1	2.6	2.7
12	3.8	4.0	3.7	3
13	4.2	4.4	5.2	3.6
14	3.6	3.9	5.1	3.5
15	5.7	6.0	5.8	5.3
16	2.4	2.2	2.2	2.4
17	2.6	2.5	2.0	2.1
18	5.2	4.0	5.0	3.6
19	6.5	6.5	5.7	6.6
20	6.4	6.7	6.4	8.1
21	12.5	13.0	12.2	11.3
22	5.2	5.6	5.7	5.1
23	6.3	6.4	6.9	6.8
24	4.7	4.7	3.9	4.4
25	6.2	7.1	5.4	6.4
26	4.1	3.7	3.0	5.1
27	1.4	2.1	2.2	2.5

(注) 保育料階層区分

1	生活保護世帯
2	市町村民税非課税世帯
3	市町村民税が均等割のみの世帯
4	35,000円未満
5	35,000円以上 48,600円未満
6	48,600円以上 57,700円未満
7	57,700円以上 65,000円未満
8	65,000円以上 77,101円未満
9	77,101円以上 89,000円未満
10	89,000円以上 97,000円未満
11	97,000円以上 107,000円未満
12	107,000円以上 119,000円未満
13	119,000円以上 131,000円未満
14	131,000円以上 143,000円未満
15	143,000円以上 157,000円未満
16	157,000円以上 163,000円未満
17	163,000円以上 169,000円未満
18	169,000円以上 180,000円未満
19	180,000円以上 196,000円未満
20	196,000円以上 215,000円未満
21	215,000円以上 250,000円未満
22	250,000円以上 270,000円未満
23	270,000円以上 301,000円未満
24	301,000円以上 330,000円未満
25	330,000円以上 397,000円未満
26	397,000円以上 517,000円未満
27	517,000円以上

※幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、保育料決定は0～2歳児のみ

表5 認可保育園一覧

(令和5年4月1日)

保 育 園 名	所 在 地	定員(人)		開 園 年月日
		3歳 未満	3歳 以上	
市立大沼保育園	大沼町2-2-8	42	90	S38.2.1
市立喜平保育園	喜平町3-2-36	30	90	S40.10.1
市立津田保育園	津田町3-31-7	30	90	S43.5.1
市立小川保育園	小川町1-983	30	90	S45.4.20
市立小川西保育園	小川西町5-13-22	42	67	S45.9.1
市立仲町保育園	仲町7	24	84	S47.4.1
市立花小金井保育園	花小金井5-41-3	24	67	S49.6.1
市立上宿保育園	小川町1-308	42	67	S51.5.1
市立上水南保育園	上水南町3-8-2	39	67	S53.4.1
私立ゆたか保育園	学園東町575-35	40	60	S36.4.1
私立花小金井愛育園	花小金井1-26-10	36	64	S40.3.1
私立れんげ萩山保育園	小川東町4-3-18	45	93	S48.4.1
〃 分園	小川東町4-3-1	32	0	H14.4.1
私立こぶし保育園	鈴木町1-148	31	69	S48.7.1
私立小平にこにこ保育園	小川東町1-38-18	35	65	S55.4.1
〃 分園	小川東町1-30-9	20	0	H13.4.1
私立よつぎ第三保育園	津田町3-25-10	45	0	S55.4.1
〃 分園	学園西町2-23-4	24	0	H13.4.1
私立白梅保育園	花小金井南町2-12-5	30	0	S56.4.1
私立ひめゆり保育園	天神町2-6-1	40	0	S58.4.1
私立にじいろ保育園上水本町	上水本町4-11-9	28	39	H24.4.1
私立コビープリスクールこだいら	大沼町1-3-8	27	33	H25.4.1
私立うめのき保育園	鈴木町2-186-4	31	69	H25.4.1
私立たのしい森保育園	小川町1-3004-5	28	33	H25.4.1
私立花小金井にこにこ保育園	花小金井4-11-22	42	58	H25.6.1
私立やさしい森保育園	鈴木町1-463-1	31	39	H26.4.1
私立Gakkenほいくえん花小金井	花小金井3-1-21-1	36	54	H26.4.1
私立ドリームキッズ花南保育園	花小金井南町1-8-10	22	24	H26.5.1
私立アスク花小金井保育園	花小金井6-16-3	27	33	H26.6.1
私立てんじん保育園	天神町2-11-26	27	33	H26.7.1
私立小平一橋学園雲母保育園	喜平町1-1-2	27	33	H27.4.1
私立まなびの森保育園新小平	小川町2-1316-1	27	33	H27.4.1
私立すずのき台保育園	鈴木町1-166-1	44	78	H27.4.1
私立まるやま保育園	小川東町1-32-13	30	0	H27.4.1
私立うれしい森保育園	鈴木町2-147-10	35	45	H28.4.1
私立小平花小金井雲母保育園	花小金井南町2-10-40	27	33	H28.4.1

私立学園まるやま保育園	学園東町2-6-35	27	33	H28.6.1
私立仲町にこにこ保育園	仲町351-38	35	45	H28.7.1
私立ふれあいの森保育園	学園西町2-9-17	26	54	H29.4.1
私立小平学園西雲母保育園	学園西町3-27-14	27	33	H29.4.1
私立小平なみき保育園	仲町304-1	50	0	H29.4.1
私立ゆりのこ保育園	仲町521	38	0	H29.4.1
私立美園おひさま保育園	美園町3-18-11	31	39	H29.4.1
私立プチ・ふたば保育園	鈴木町1-344	30	0	H29.4.1
私立このはな保育園	花小金井7-27-1	40	51	H29.4.1
私立しあわせの森保育園	花小金井南町1-6-20	29	51	H31.4.1
私立すこやかな森保育園	鈴木町2-865-8	31	39	R2.4.1
私立花小金井おひさま保育園	花小金井南町3-34-49	24	48	R3.6.1
私立まなびの森保育園花小金井	回田町315-7	32	48	R4.4.1
私立こだすずコスモ保育園	鈴木町2-621-21	32	48	R4.4.1
私立あゆみの森保育園	花小金井南町2-3-19	26	39	R4.4.1

(6) 小規模保育事業（保育課）

小規模保育事業は、定員6人から19人の比較的小規模な環境で0歳児から2歳児を対象に預かる保育施設です。

令和5年4月現在、小平市の小規模保育事業は2園です。（表6）

表6 小規模保育事業一覧

保育園名	所在地	定員(人)
		2歳以下
はぐみい保育園	小川西町4-14-26	18
こだはなコスモ保育園	花小金井南町1-25-33-1F	19

(7) 家庭的保育事業（保育課）

家庭的保育事業は、定員3人から5人の家庭的な雰囲気の中で0歳児から2歳児を対象に預かる保育施設です。

令和5年4月現在、小平市の家庭的保育事業は10施設です。（表7）

表7 家庭的保育事業一覧

保育施設名	所在地	定員(人)
		2歳以下
大場家庭的保育室	小川町1-801-53	5
木村家庭的保育室	上水本町1-24-7	4
かかず家庭的保育室	回田町238-13	5
しみず家庭的保育室	鈴木町1-212-14	5
大澤家庭的保育室	御幸町118-8	4

土屋家庭的保育室	花小金井南町3-9-3-2	5
いぐち家庭的保育室	花小金井3-7-2	4
こばやし家庭的保育室	中島町16-17	5
たぐち家庭的保育室	小川町1-458-67	5
はなっこ家庭的保育室	花小金井8-7-15	5

(8) 東京都認証保育所・家庭福祉員（保育課）

東京都認証保育所・家庭福祉員の制度は、主に0歳児から3歳未満児を中心に預かる保育施設です。

令和5年4月現在、認証保育所9か所・家庭福祉員5施設があります。

(9) 認可保育園等の指導監査（生活支援課）

子ども・子育て支援法等の規定に基づき、保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図るため、市内の認可保育園等に対し、指導監査を実施します。

令和4年度は、認可保育園等11件に対して実施しました。

2 学童クラブ（子育て支援課）

学童クラブは、小学校低学年児童（1年～3年、ただし心身に障がいのある児童については6年まで）で、放課後帰宅しても保護者の就労等により適切な監護を受けられない児童のために、学童クラブ指導員が保護者にかわって余暇指導や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図るものです。

学童クラブの設置状況は次のとおりです。（表8）

表8 学童クラブ一覧表

（令和5年3月31日）

学童クラブ名	所在地	設置場所	児童定員 (人)	開設 年月日
一 小 ク ラ ブ	小川町1-1082	体育館併設	40	S47.4.1
二 小 ク ラ ブ	仲町310	学校敷地内独立	60	S43.4.22
三 小 ク ラ ブ 第 1	回田町118	体育館併設	40	S49.4.1
三 小 ク ラ ブ 第 2	回田町118	校内併設	40	H19.4.1
四 小 ク ラ ブ 第 1	学園西町1-34-1	学校敷地内独立	60	S43.4.20
四 小 ク ラ ブ 第 2	学園西町1-34-1	校内併設	30	H29.4.1
五 小 ク ラ ブ 第 1	花小金井6-24-1	校内併設	60	S46.4.1
五 小 ク ラ ブ 第 2	花小金井6-24-1	校内併設	40	H31.4.1
五 小 ク ラ ブ 第 3	花小金井6-24-1	校内併設	40	H31.4.1
六 小 ク ラ ブ 第 1	小川東町3-1-2	校内併設	60	S46.4.1
六 小 ク ラ ブ 第 2	小川東町3-1-2	学校敷地内独立	40	H21.2.1

七小クラブ第1	大沼町1-22-1	体育館併設	40	S38.12.1
七小クラブ第2	大沼町1-22-1	校内併設	40	H11.4.1
七小クラブ第3	大沼町1-22-1	校内併設	40	H13.9.1
八小クラブ第1	鈴木町1-355	体育館併設	40	S47.4.1
八小クラブ第2	鈴木町1-400-7	学校隣接地独立	60	R3.4.1
八小クラブ第3	鈴木町1-400-7	学校隣接地独立	60	R3.4.1
九小クラブ第1	鈴木町1-82	体育館併設	40	S44.6.1
九小クラブ第2	鈴木町1-82	校内併設	40	H12.4.1
十小クラブ第1	上水本町4-4-1	体育館併設	40	S53.4.1
十小クラブ第2	上水本町4-4-1	学校敷地内独立	40	H26.4.1
十小クラブ第3	上水本町4-1-13	学校隣接地独立	40	H29.4.1
十一小クラブ第1	花小金井4-16-1	学校敷地内独立	60	S50.4.1
十一小クラブ第2	花小金井4-16-1	体育館併設	30	H28.4.1
十二小クラブ第1	小川町1-464	体育館併設	40	S49.4.1
十二小クラブ第2	小川町1-464	校内併設	40	R3.4.1
十二小クラブ第3	小川町1-464	校内併設	40	R3.4.1
十三小クラブ第1	小川西町1-22-1	学校敷地内独立	40	S45.4.18
十三小クラブ第2	小川西町1-22-1	体育館併設	40	H10.4.1
十四小クラブ第1	仲町33	学校敷地内独立	40	S49.4.1
十四小クラブ第2	仲町33	学校敷地内独立	40	H21.2.1
十五小クラブ第1	小川町2-1136	学校敷地内独立	40	S49.4.1
十五小クラブ第2	小川町2-1136	体育館併設	30	H28.4.1
花小金井小クラブ第1	花小金井1-35-1	体育館併設	40	S53.4.1
花小金井小クラブ第2	花小金井1-35-1	校内併設	40	H31.4.1
鈴木小クラブ	鈴木町1-450	体育館併設	40	S51.4.1
学園東小クラブ第1	学園東町2-15-1	体育館併設	40	S52.4.1
学園東小クラブ第2	学園東町2-15-1	学校敷地内独立	40	H23.4.1
上宿小クラブ第1	小川町1-327	体育館併設	40	S55.4.1
上宿小クラブ第2	小川町1-327	学校敷地内独立	60	H30.4.1

※総児童定員 1,730人

3 児童館（子育て支援課）

児童館は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童厚生施設であって、健全な遊びを通して、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設です。

施設	所在地	開設年月日
花小金井南児童館	花小金井南町3-3-17 (花小金井南地域センターに併設)	H14. 2. 1
小川町二丁目児童館	小川町2-1154 (小川町二丁目地域センターに併設)	H19. 2. 2
小川町一丁目児童館	小川町1-3045 (小川町一丁目地域センターに併設)	H25. 3. 15

4 入院助産施設に対する入所（生活支援課）

(1) 入所状況

入院助産制度は、妊産婦が出産にあたって保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、その妊産婦が入院し助産を受ける費用を助成する制度です。

市内では、公立昭和病院が助産施設として指定を受け利用されています。

表 9 入所状況（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

施設名等	公立昭和病院	その他の病院	計
入所人員	5	3	8

表 10 入所状況年次推移

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人数	7	5	3	2	8

(2) 階層別入所

表 11 は、令和 4 年度の入院助産施設利用者を階層別にみたものです。

表 11 階層別入所人員状況（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

階層	階層区分					
	A	B	C		D	
			1	2	1-1	1-2
入所人員	2	6	0	0	0	0
比率	25%	75%	0%	0%	0%	0%

(注) A = 生活保護法による被保護世帯

C = 市民税課税世帯

B = 市民税非課税世帯

D = 所得税課税世帯

5 母子生活支援施設（生活支援課・子育て支援課）

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母と子が入所できる児童福祉施設です。

（令和4年度実績 なし）

表12 入所状況年次推移

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世 帯	4	2	2	1	0

6 認定こども園（保育課）

認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設です。子育てに関する相談や親子の集いの場を提供する子育て支援事業も行っています。

施設名 小平花小金井こども園（小平花小金井幼稚園・さくらんぼ保育園）
まるやまこども園（丸山幼稚園）
ひめゆりこども園（小平姫百合幼稚園）
めぐみこども園（小平学園幼稚園）

7 幼稚園アットホーム事業（保育課）

保育園の待機児解消及び子育て家庭の負担の軽減を図るため、私立幼稚園が午前7時30分から午後6時30分まで園児を預かる保育事業に対して、市が補助を行っています。

アットホーム事業実施幼稚園

洗心・なおび・小平神明・りんどう・弥生台・小平みどり・白梅・たかのだい

計8園

8 一時預かり事業（保育課）

保護者の育児疲れの解消、急病、入院、勤務形態など様々な事情により、一時的にお子さんを認可保育園でお預かりします。

施設名 れんげ萩山保育園分園・こぶし保育園・小平にこにこ保育園・にじいろ
保育園上水本町・コビープリスクールこだいら・うめのき保育園・
小平一橋学園雲母保育園・まなびの森保育園新小平・小平花小金井雲母
保育園・市立花小金井保育園

保育時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：00

9 緊急一時保育（保育課）

市内にお住まいで、次のいずれか緊急とされる事由に該当する、満1歳から就学前までの健康なお子さんを、一時的に公立保育園で保育します。

- ア 保護者が死亡・行方不明などで不在のとき
- イ 保護者が傷病または出産で入院する必要があるとき
- ウ 保護者が親族などの看護にあたる必要があるとき（重度かつ緊迫した状況の場合）
- エ 保護者が災害・事故などにより保育ができないとき

実施園 公立保育園全園

10 定期利用保育事業（保育課）

市内認可保育園内の保育室の使い方を工夫し、パートタイムなどの就労により日中保育ができない保護者に代わり一定期間お子さんをお預かりします。

- 施設名 やさしい森保育園(令和4年4月～令和5年3月)
 小平花小金井雲母保育園(令和4年4月～令和5年3月)
 うれしい森保育園(令和4年4月～令和5年3月)
 すずのき台保育園(令和4年4月～令和5年3月)
 しあわせの森保育園(令和4年4月～令和5年3月)
 すこやかな森保育園(令和4年4月～令和5年3月)

11 病児・病後児保育事業（保育課）

生後6か月から小学校就学前までの、病気やけが、またはその回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりして保育を行います。

※申し込み前に、施設ごとに事前登録が必要です。

施設名	所在地	保育時間
たんぽぽ病児保育室	栄町2-10-6 (ちあきこどもクリニック併設)	月～土曜日(木曜日・祝日・年末年始を除く) 8:30～18:30
病児・病後児保育室 あいびー	花小金井5-1-4 (公立昭和病院の職員用保育園に併設)	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:00～18:00

12 子育てふれあい広場事業（保育課）

乳幼児と子育て中の保護者を対象とした相談や保護者同士の交流を行っています。

実施場所 市立保育園全園(9園)

13 子ども家庭在宅サービス（子どもショートステイ事業）（子育て支援課）

児童の養育が困難となった場合に、市が指定する施設で一時的に日帰り及び宿泊を伴う養育を行います。

施設名 東京サレジオ学園

14 子ども家庭支援センター事業（子育て支援課）

子どもと家庭に関する悩みや児童虐待に関する相談、子育て中の親子の交流、子育て情報の提供などを行っています。

所在地 小川東町 4-2-1 小平元気村おがわ東 2 階

電話 042-348-2100

相談専用電話 042-348-2102

虐待ほっとライン 042-347-3192

開設時間 火～土曜日（祝日・年末年始を除く）10：00～18：00

15 ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）

育児の援助を行う方(提供会員)と育児の援助を受けたい方(利用会員)が会員となる相互援助活動を支援します。

場所 小川東町 4-2-1 小平元気村おがわ東 2 階

電話 042-348-1780

開設時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

16 子ども広場事業（子育て支援課）

専門のスタッフが子育ての相談、保護者の交流、子どもの遊びの指導、子育て情報の提供、講習会などを行っています。

子ども広場

場 所	住 所	開設日
花小金井南児童館	花小金井南町 3-3-17	月曜～日曜日
小川町二丁目児童館	小川町 2-1154	
小川町一丁目児童館	小川町 1-3045	
中島地域センター	中島町 26-9	月曜～土曜日
上水本町地域センター	上水本町 3-11-11	
小川東町地域センター	小川東町 1805	
天神地域センター	天神町 4-3-1	
大沼地域センター	大沼町 2-17-33	
さわやか館	花小金井 4-21-2	

出張子ども広場

場 所	住 所	開設日
美園地域センター	美園町 1-19-2	月曜日
学園西町地域センター	学園西町 2-12-22	
鈴木地域センター	鈴木町 1-400	水曜日
小川西町中宿地域センター	小川西町 2-30-1	
小川東第二地域センター	小川東町 5-9-1	木曜日
喜平地域センター	喜平町 1-10-9	
学園東町地域センター	学園東町 2-16-11	
御幸地域センター	御幸町 58	金曜日
小川西町地域センター	小川西町 5-4-17	

※施設の休館日を除く。地域センターは第1・3火曜日（祝日の場合はその翌日以降の直近の平日）、年末年始。さわやか館は日曜日・祝日、年末年始。

17 養育支援ヘルパー派遣事業（子育て支援課）

特定妊婦又は、小学生までの児童を養育し、家族から援助を受けられない家庭に、育児支援ヘルパーを派遣します。

第3節 児童の手当

1 児童手当支給（子育て支援課）

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を監護している人に支給しています。平成22年4月から子ども手当になり、平成24年4月から児童手当になりました。（表13）

表13 支給状況 (各年3月31日)

区分 年度	延人員(人)	月 額 (円)		金 額 (円)	
平成 30年度	277,817	3歳未満	一律 15,000	2,872,035,000	
		3歳以上 小学校修了前	第1・2子		10,000
			第3子以降		15,000
		中 学 生	一律 10,000		
		特 例 給 付	一律 5,000		
令和 元年度	279,876	3歳未満	一律 15,000	2,880,735,000	
		3歳以上 小学校修了前	第1・2子		10,000
			第3子以降		15,000
		中 学 生	一律 10,000		
		特 例 給 付	一律 5,000		
令和 2年度	281,309	3歳未満	一律 15,000	2,876,940,000	
		3歳以上 小学校修了前	第1・2子		10,000
			第3子以降		15,000
		中 学 生	一律 10,000		
		特 例 給 付	一律 5,000		

令和 3年度	278,499	3歳未満	一律	15,000	2,833,195,000
		3歳以上 小学校修了前	第1・2子	10,000	
			第3子以降	15,000	
		中学生	一律	10,000	
		特例給付	一律	5,000	
令和 4年度	262,349	3歳未満	一律	15,000	2,710,675,000
		3歳以上 小学校修了前	第1・2子	10,000	
			第3子以降	15,000	
		中学生	一律	10,000	
		特例給付	一律	5,000	

2 児童扶養手当支給（子育て支援課）

父又は母が死亡し、もしくは障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、もしくは、これと同様の状態にある児童で、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童、又は20歳未満で一定以上の障がいがある児童を監護又は養育している人に支給しています。（表14）

表14 支給状況

（令和5年3月31日）

		区 分	延 人 員 (人)	金 額 (円)
令和 4年度	全部支給		6,287	270,882,850
	一部停止		4,662	128,842,850
	加算額	2子加算	4,216	39,938,410
		3子以降加算	1,169	6,917,110

（注）支給月額、受給者の所得に応じて全部支給もしくは一部停止となっている。

3 特別児童扶養手当支給（子育て支援課）

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している人に支給されます。（表15）

- ・身体障害者手帳おおむね 1級～3級
- ・愛の手帳おおむね 1度～3度
- ・上記と同程度の疾病もしくは身体や精神の障がいがある

表 1 5 支給状況

(各年 3 月 31 日)

年度	区分	等 級 1 級		等 級 2 級	
		受給者(人)	月 額(円)	受給者(人)	月 額(円)
平成 30 年度		110	51,700	54	34,430
令和元年度		112	52,200	62	34,770
令和 2 年度		122	52,500	57	34,970
令和 3 年度		109	52,500	59	34,970
令和 4 年度		110	52,400	64	34,900

(注)障がいの程度に応じて、等級が異なる。

4 児童育成手当支給(子育て支援課)

ア. 育成手当

父又は母が死亡し、もしくは障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、もしくはこれと同様の状態にある 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある児童を監護している人に支給しています。

イ. 障害手当

つぎのいずれかに該当する 20 歳未満の児童を監護している人に支給しています。

(表 1 6)

- ・身体障害者手帳 1 級～2 級
- ・愛の手帳 1 度～3 度
- ・脳性まひ又は、進行性筋いしゆく症

表 1 6 支給状況

(各年 3 月 31 日)

年度	区分	育 成 手 当			障 害 手 当		
		延人員(人)	月 額(円)	金 額(円)	延人員(人)	月 額(円)	金 額(円)
平成 30 年度		25,731	13,500	347,368,500	1,881	15,500	29,155,500
令和元年度		24,737	13,500	333,949,500	1,752	15,500	27,156,000
令和 2 年度		24,385	13,500	329,197,500	1,756	15,500	27,218,000
令和 3 年度		23,161	13,500	312,673,500	1,655	15,500	25,652,500
令和 4 年度		22,071	13,500	297,958,500	1,748	15,500	27,094,000

5 心身障害児福祉手当支給（子育て支援課）

20歳未満で身体障害者手帳1級～4級、愛の手帳1度～4度、脳性まひ、進行性筋いしゆく症、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第1に規定する特殊疾病に罹患している児童を扶養している人に支給しています（児童育成手当条例の障害手当を受けている場合は除く）。（表17）

表17 支給状況

（各年3月31日）

区分 年度	身障手帳1・2級、 愛の手帳1・2・3度、 脳性まひ、進行性筋いしゆく症			身障手帳3・4級 愛の手帳4度			指定難病又は特殊疾病		
	延人員 (人)	月額 (円)	金額 (円)	延人員 (人)	月額 (円)	金額 (円)	延人員 (人)	月額 (円)	金額 (円)
平成30年度	334	7,750	2,588,500	1,716	7,750 または 3,800	11,952,050	257	7,750 または 3,800	1,715,850
令和元年度	328	7,750	2,539,850	1,672	7,750 または 3,800	11,748,700	307	7,750 または 3,800	2,011,900
令和2年度	398	7,750	3,084,500	1,669	7,750 または 3,800	11,591,750	385	7,750 または 3,800	2,509,750
令和3年度	378	7,750	2,929,500	1,679	7,750 または 3,800	11,775,900	419	7,750 または 3,800	2,828,550
令和4年度	322	7,750	2,495,500	1,550	7,750 または 3,800	10,760,350	434	7,750 または 3,800	2,952,700

（注）身障手帳3・4級、愛の手帳4度及び指定難病又は特殊疾病については、所得制限により月額が異なる。

6 幼児養育費補助（子育て支援課）

4月1日現在3歳～5歳の公的負担補助を受けていない幼児施設へ通う児童、及び4歳又は5歳の在宅児を養育している保護者に交付しています。（表18）

表18 支給状況

（各年3月31日）

年度	延人員 (人)	月額 (円)	金額 (円)
平成30年度	255	3,300	841,500
令和元年度	477	3,300	1,574,100
令和2年度	130	3,300	429,000
令和3年度	138	3,300	455,400
令和4年度	87	3,300	287,100

7 乳幼児医療費助成制度（子育て支援課）

6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（義務教育就学前の児童）の医療費の一部（被保険者証を使って窓口で支払うことになっている保険の自己負担分）を助成するものです。なお、保険の対象にならないものについては助成されません。（表19）

表19 助成状況

年 度	区 分	対象者数(人)	受診件数(件)	医療助成費(円)
平成30年度	都分	10,804	197,575	332,217,529
	市分	1,180	18,726	32,964,281
令和元年度	都分	10,865	195,136	331,782,392
	市分	1,223	20,269	35,281,241
令和2年度	都分	10,497	138,765	249,650,757
	市分	1,266	15,350	29,792,579
令和3年度	都分	10,146	157,305	297,009,827
	市分	1,206	17,344	36,064,161
令和4年度	都分	9,931	160,489	291,245,500
	市分	1,381	17,805	34,036,047

8 義務教育就学児医療費助成制度（子育て支援課）

義務教育就学期にある児童（小・中学生）の医療費の一部を助成するものです。

通院の場合、保険の自己負担分のうち一部負担金（上限200円）を除き助成します。

調剤及び訪問看護、入院の場合、一部負担金（上限200円）はありません。

なお、保険の対象にならないものについては助成されません。（表20）

表20 助成状況

年 度	対象者数(人)	受診件数(件)	医療助成費(円)
平成30年度	11,114	154,142	319,893,157
令和元年度	11,337	153,651	316,194,764
令和2年度	11,442	125,779	283,314,993
令和3年度	11,622	140,278	310,909,275
令和4年度	11,549	145,254	320,400,626

9 子育て世帯生活支援特別給付金（子育て支援課）

新型コロナウイルス感染症の子育て世帯への影響を踏まえ、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。

対象児童1人当たり50,000円を支給しました。（表21）

表21 支給状況 （令和5年3月31日）

区 分	支給対象児童数（件）	金額（円）
ひとり親世帯分	1,366	68,300,000
ひとり親世帯以外分	1,628	81,400,000
追 加 支 給 分	2,826	141,300,000